

平成18年（行ウ）第467号

都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原告 原田学 外52名

被告 東京都 外1名

行政庁参加申立書

平成18年11月20日

東京地方裁判所民事第2部 御中

申立人（被告東京都）訴訟代理人 弁護士

今井克治



申立人（被告東京都）指定代理人

前田敏



同

貫井彩



同

中西宏



同

前田康行



同

奥山宏



同

荒弘



同

池田



〒155-0031 東京都世田谷区

原 告

原田 学 外52名

(別添原告目録記載のとおり)

〒100-8977 東京都千代田区霞ヶ関一丁目1番1号

被 告

国

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

被告(申立人)

東京都

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27

参加させるべき行政庁 世田谷区

原告原田学外52名、被告東京都外1名間の都市計画道路事業認可処分差止等請求事件(東京地裁平成18年(行ウ)第467号)について、行政事件訴訟法38条1項において準用する同法23条により、世田谷区の訴訟参加の申立をする。

申立の趣旨

上記事件について、世田谷区を申立人のために参加させる旨の決定を求める。

申立理由

- 1 本件は、原告らが、申立人の都市計画道路事業認可処分の差止めを求めた訴訟

であるところ、本件における主な争点の1つは、平成15年1月に決定された京都市計画道路区画街路世田谷区画街路第10号線に関する都市計画決定（世田谷区決定、以下「区画街路10号線事業に関する都市計画決定」という。）の違法性の有無である。

2 ところで、行政事件訴訟法38条1項において準用する同法23条は、取消訴訟の対象である処分等について処分関係資料を有している関係行政庁が訴訟に現れていない場合、これらの行政庁に攻撃防御の機会を与え、訴訟資料や証拠資料を豊富に訴訟に顕出させ、もって適正な審理裁判を実現することを目的とするものである。

3 これを本件についてみると、区画街路10号線事業に関する都市計画決定は世田谷区がしており、その関係資料を有しているのは世田谷区であることからすると、世田谷区を参加させることにより、適正な審理裁判を実現することが可能となるということができるのであるから、本件に世田谷区を参加させる必要があるというべきである。

4 よって、申立人のために世田谷区を参加させるとの決定を求める。